

審査基準

C-b-1

平成27年4月1日作成

法令名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根拠条項：第4条第1項
処分の概要：自動車の保管場所証明
原権者(委任先)：警察署長
法令の定め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条(保管場所の確保) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条(保管場所の要件)、第2条(保管場所の確保を証する書面等) 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条(保管場所の確保を証する書面の交付の手続等)、第2条(保管場所の確保を証する通知の申請の手続等)
審査基準：「法令の定め」に尽くされている。
標準処理期間：4日(行政庁の休日は含まない。)
申請先：保管場所の位置を管轄する警察署の交通課
問い合わせ先： <ul style="list-style-type: none">保管場所の位置を管轄する警察署の交通課愛知県警察本部交通規制課道路使用係 電話(052)951-1611 内線5198
備考：